

佐賀県教育委員会訓令甲第一号

教育庁

教育事務所

教育機関

文化及びスポーツに関する施策の推進体制の強化を図るための関係条例の整備に関する条例及び教育委員会の権限の委任等に関する規則の施行等に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

文化及びスポーツに関する施策の推進体制の強化を図るための関係条例の整備に関する条例及び教育委員会の権限の委任等に関する規則の施行等に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(教育庁専決規程の一部改正)

第一条 教育庁専決規程(平成七年佐賀県教育委員会訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第七条第七号中「(県立学校を除く。)」を削り、同号を同条第九号とし、同条第六号中「事務を処理する」を削り、同号を同条第八号とし、同条第五号中「関する」の下に「事務を処理する」を加え、同号を同条第七号とし、同条第四号中「関する」の下に「事務を処理する」を加え、同号を同条第六号とし、同条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 県立学校の整備計画に関する事務を処理すること。

四 グローバル化に対応した教育の推進に関する事務を処理すること。

第八条中第二十八号を削り、第二十九号を第二十八号とし、第三十号を第二十九号とし、第三十一号を第三十号とする。

第九条に次の八号を加える。

十七 体育、学校保健、学校安全及び学校給食に関する指導及び助言に関すること。

十八 体育、学校保健、学校安全及び学校給食に関する報告に関すること。

十九 体育、学校保健、学校安全及び学校給食に関する研修会、講習会等の実施に関すること。

二十 体育、学校保健及び学校給食関係団体の指導に関すること。

二十一 スポーツ推進指定校に関すること。

二十二 生徒、児童及び幼児の保健衛生に関すること。

二十三 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱に関すること。

二十四 学校給食の開設及び廃止届等の処理に関すること。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十一条（見出しを含む。）中「社会教育・文化財課長」を「文化財課長」に改め、第一号から第五号までを削り、第六号を第一号とし、第七号を第二号とし、第八号を削り、第九号を第三号とし、第十号から第十七号までを六号ずつ繰り上げ、第十八号を削る。

第十二条第二十三号を削る。

（教育機関に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程の廃止）

第二条 教育機関に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程（昭和五十三年教育委員会訓令甲第二号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。